

## 1. 都市計画道路網の見直しに伴う都市計画変更について

### (1) 背景

尼崎市の都市計画道路は、昭和21年の都市計画決定以降、人口増加や都市の発展に対応するため、都市計画道路網を拡充してきた。

しかし、近年の人口の減少や少子高齢化の進展、都市の成熟化、経済の低成長などの社会情勢の変化により、都市計画道路としての当初に決定したときの必要性や位置づけに変化が生じている。また、都市計画道路の中には、計画決定から長期間を経ても事業化に至らない道路も存在しており、土地所有者の権利を制限し続けている事も問題となっている。

このような中、平成23年3月、兵庫県が、「都市計画道路網見直しガイドライン」を策定し、見直しの指針を示したことから、未整備の都市計画道路について、総合的に点検・検証し、適切な見直しを行うものである。

### (2) 概要

都市計画道路網の見直しは、整備済・事業中・事業予定の箇所を除く全ての都市計画道路を対象として、基礎条件の整理や必要性の検証などを行い、市民説明会やパブリックコメント等を実施し、この結果を基に存続・廃止・縮小・ルート変更の見直し方針を策定・公表し、都市計画変更の手続きを進めてきたものである。

この度、平成28年9月に、都市計画法第17条に基づく案の縦覧を実施した。

(これまでの経緯)

#### 【見直し方針の策定】

平成26年 3月	都市計画道路網見直し方針 たたき台 公表 説明会の実施
平成26年 8月	都市計画道路網見直し方針 素案 公表 パブリックコメントの募集
平成26年11月	都市計画審議会 パブリックコメントの結果について報告
平成27年 3月	都市計画審議会 都市計画道路網見直し方針の策定について報告 都市計画道路網見直し方針の策定・公表

#### 【都市計画変更手続き】

平成27年 9月	都市計画変更 素案 公表 説明会の実施 パブリックコメントの募集
平成27年11月	都市計画審議会 事前説明
平成27年12月	案の申し出（県決定）及び知事協議（市決定）
平成28年 2月	知事協議完了（市決定）
平成28年 8月	案の縦覧依頼（県決定）
平成28年 9月	案の縦覧（県決定、市決定）

**(3) 各路線の変更内容について**

諮問第6号

阪神間都市計画道路の変更(3.3.1号阪神国道線ほか3路線の変更、兵庫県県決定)について

No.	都市計画変更路線名	主な変更内容	決定権者	計画図
1	阪神国道線	計画幅員を3.3mから2.8mに縮小	県決定	①
2	出屋敷線	計画幅員を1.5mから1.4mに縮小	県決定	②
3		新設計画を廃止	県決定	③
4	久々知水堂線	計画幅員を1.2mから1.1mに縮小	県決定	④
5		拡幅計画を廃止	県決定	④
A	出屋敷線	阪神国道線の変更に伴う隅切りの変更	県決定	①
B	尼崎伊丹線	阪神国道線の変更に伴う隅切りの変更	県決定	①

議案第3号

阪神間都市計画道路の変更(3.5.622号庄下橋線ほか8路線の変更、尼崎市決定)について

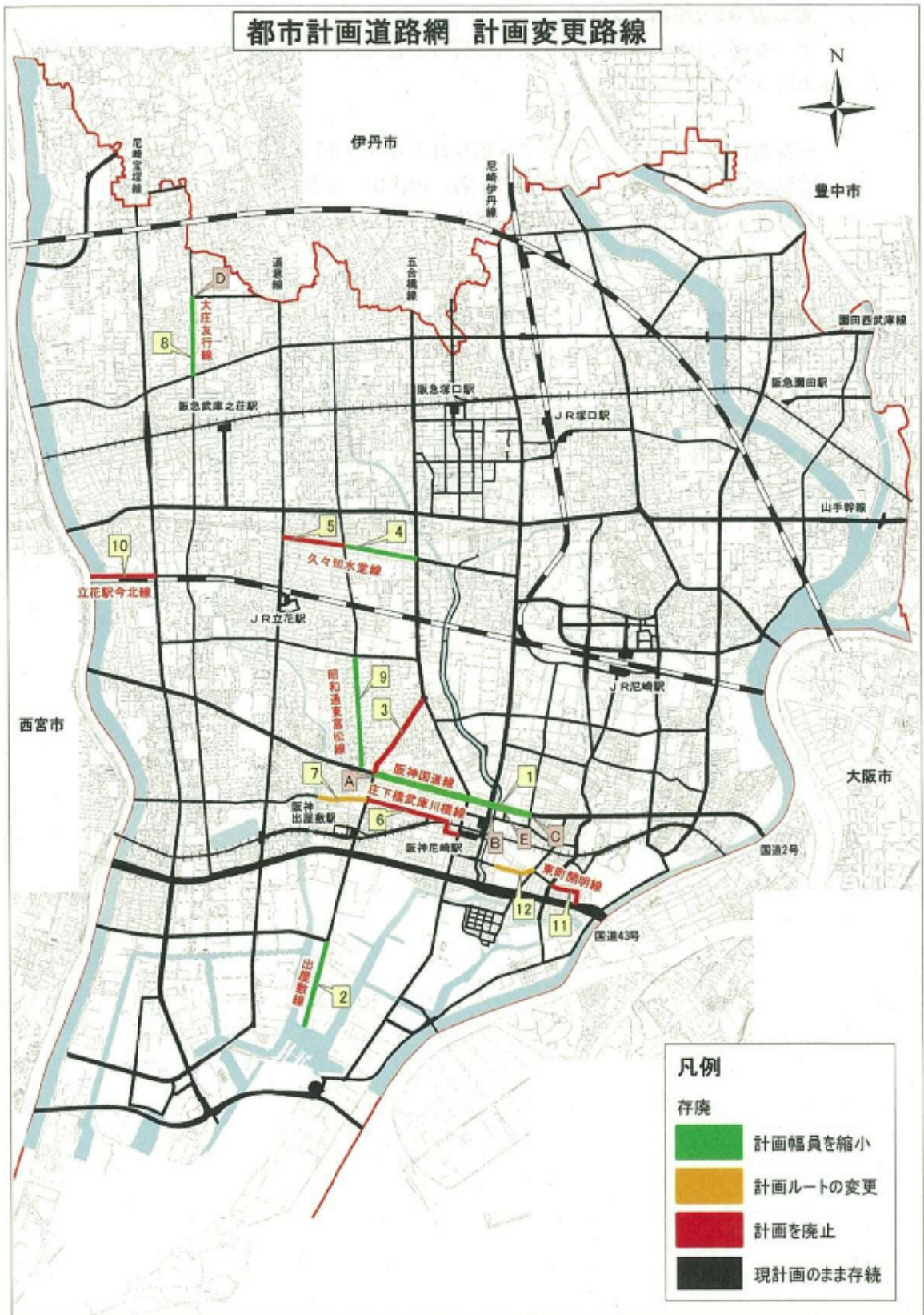
No.	都市計画変更路線名	主な変更内容	決定権者	計画図
6	庄下橋武庫川橋線	拡幅計画を廃止	市決定	⑤
7	(庄下橋線、武庫川橋線)	新設計画を現道にルート変更	市決定	⑤
8	大庄友行線	計画幅員を1.2mから1.1mに縮小	市決定	⑥
9	昭南通東富松線	計画幅員を1.2mから1.1mに縮小	市決定	⑦
10	立花駅今北線	新設計画を廃止	市決定	⑧
11	東町開明線	拡幅計画を廃止	市決定	⑨
12		新設計画を現道にルート変更	市決定	⑨
C	金楽寺線	阪神国道線の変更に伴う隅切りの変更	市決定	⑩
D	友行野間線	大庄友行線の変更に伴う起点の変更	市決定	⑥
E	都心3号線	阪神国道線の変更に伴う終点の変更	市決定	⑩

※県決定：路線の一部でも国道・県道が含まれる場合、県知事が都市計画を定める。

市決定：路線全体が市道の場合、市長が都市計画を定める。



# 都市計画道路網 計画変更路線



## 2. 案の縦覧の結果について

案の縦覧の実施については、公告を行うとともに、市報・市ホームページへの掲載等で、周知を図った。

縦覧期間 : 平成28年9月30日(金)～10月14日(金)  
縦覧者 : 県決定 1名、市決定 0名  
意見書 : 県決定、市決定 ともに0件

## 3. 今後の予定

今後は、以下の通り、都市計画変更手続きを進める予定である。

	県決定路線	市決定路線
平成28年12月	市 : 都市計画審議会(諮問)	市 : 都市計画審議会(付議)
平成29年 2月	県 : 都市計画審議会(付議)	
平成29年 3月	県 : 計画決定告示・永久縦覧	市 : 計画決定告示・永久縦覧

以上



# 計 画 書

## 阪神間都市計画道路の変更（兵庫県決定）

都市計画道路中 3.5.191 号久々知水堂線を 3.4.191 号久々知水堂線に名称を改め、3.3.1 号阪神国道線ほか 3 路線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造	
幹 線 街 路	3.3.1	阪神国 道線	尼崎市 梶ヶ島	芦屋市 津知町	西宮市 六湛寺 町	約 14,010 m	地表式	4 車線	28m	阪急電鉄今津 線と立体交差 自動車専用道 路と立体交差 1 箇所 幹線街路と平 面交差 35 箇所	
	3.4.183	出屋敷 線	尼崎市 東浜町	尼崎市 昭和通 7 丁目	尼崎市 南竹谷 町 1 丁 目	約 2,260m	地表式	2 車線	18m	自動車専用道 路と立体交差 1 箇所 阪神電鉄本線 と立体交差 幹線街路と平 面交差 3 箇所	
	車線の数の内訳		2 車線			約 1,510m	面積 約 2,800 m <sup>2</sup>				
		4 車線			約 750m						
なお、尼崎市竹谷町 2 丁目地内に出屋敷駅前広場を設ける。											

種別	名称		位置			区域	構造				備考				
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造					
幹線街路	3.4.188	尼崎伊丹線	尼崎市西本町1丁目	尼崎市猪名寺3丁目	尼崎市尾浜町3丁目	約5,700m	地表式	4車線	20m	阪神電鉄本線と立体交差 幹線街路浜北難波線と立体交差 JR東海道本線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 1箇所 阪急電鉄神戸線と立体交差 幹線街路と平面交差12箇所					
												4車線			約4,530m
												6車線			約1,170m
幹線街路	3.4.191	久々知水堂線	尼崎市名神町3丁目	尼崎市大西町1丁目	尼崎市名神町1丁目	約1,550m	地表式	4車線	20m	幹線街路と平面交差1箇所					
												2車線			約660m
												4車線			約890m

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 理 由

別添理由書のとおり



## 理 由 書

長期未着手の都市計画道路について、社会経済状況の変化を踏まえつつ、土地所有者等に対する不要な権利制限の解除及び透明性をもった選択と集中による効率的な道路整備を進めていくため、地域の交通特性、既成市街地の特性を踏まえながら、都市計画の変更を行う。

この方針に基づき、以下のように変更するものである。

阪神国道線は、健全な市街地形成に寄与する東西の幹線街路として、昭和21年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、現道により確保されていることから、一部区間について、幅員の変更を行う。

出屋敷線は、健全な市街地形成に寄与する南北の幹線街路として、昭和21年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、周辺道路により確保されている区間について、都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

また、現道により機能が確保されている区間については、幅員の変更を行う。

その他、交差する阪神国道線の幅員変更に伴い、交差点部の一部区域の変更を行う。

尼崎伊丹線は、交差する阪神国道線の幅員変更に伴い、交差点部の一部区域の変更を行う。

久々知水堂線は、健全な市街地形成に寄与する東西の幹線街路として、昭和21年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、並行する道路により確保されている区間について、都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

また、現道により機能が確保されている区間については、幅員の変更を行う。





## 変更前後対照表

変更前後	種別	名称		位置			区域	構造			主な変更内容
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車の線数	幅員	
変更前	幹線街路	3.3.1	阪神国道線	尼崎市 梶ヶ島	芦屋市 津知町	西宮市 六湛寺町	約 14,010m	地表式	4車線	28m	・一部幅員の変更 (33m→28m)
変更後	幹線街路	3.3.1	阪神国道線	尼崎市 梶ヶ島	芦屋市 津知町	西宮市 六湛寺町	約 14,010m	地表式	4車線	28m	
変更前	幹線街路	3.4.183	出屋敷線	尼崎市 東浜町	尼崎市 東難波町3丁目	尼崎市 昭和通7丁目	約 3,020m	/	2車線	18m	・終点を南西方向に変更し、延長を約760m削減する
		車線の数の内訳		2車線		約 2,270m					
		車線の数の内訳		4車線		約 750m					
なお、尼崎市竹谷町2丁目地内に出屋敷駅前広場を設ける。											
変更後	幹線街路	3.4.183	出屋敷線	尼崎市 東浜町	尼崎市 昭和通7丁目	尼崎市 南竹谷町1丁目	約 2,260m	/	2車線	18m	・一部幅員の変更 (15m→14m) ・一部区域の変更
		車線の数の内訳		2車線		約 1,510m					
		車線の数の内訳		4車線		約 750m					
なお、尼崎市竹谷町2丁目地内に出屋敷駅前広場を設ける。											

変更前後	種別	名称		位置			区域	構造			主な変更内容					
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車の線数	幅員						
変更前	幹線街路	3.4.188	尼崎伊丹線	尼崎市西本町1丁目	尼崎市猪名寺3丁目	尼崎市尾浜町3丁目	約5,700m	地表式	4車線	20m						
												車線の数の内訳			4車線	約4,530m
															6車線	約1,170m
変更後	幹線街路	3.4.188	尼崎伊丹線	尼崎市西本町1丁目	尼崎市猪名寺3丁目	尼崎市尾浜町3丁目	約5,700m	地表式	4車線	20m	・一部区域の変更					
												車線の数の内訳			4車線	約4,530m
															6車線	約1,170m
変更前	幹線街路	3.5.191	久々知水堂線	尼崎市名神町3丁目	尼崎市立花町2丁目	尼崎市大西町1丁目	約2,090m	地表式	2車線	12m	・名称変更 ・終点を東方向に変更し、延長を約540m削減する ・一部幅員の変更(12m→11m)					
												車線の数の内訳			2車線	約1,200m
															4車線	約890m
変更後	幹線街路	3.4.191	久々知水堂線	尼崎市名神町3丁目	尼崎市大西町1丁目	尼崎市名神町1丁目	約1,550m	地表式	4車線	20m						
												車線の数の内訳			2車線	約660m
															4車線	約890m



# 計 画 書

## 阪神間都市計画道路の変更（尼崎市決定）

都市計画道路中 3.5.622 号庄下橋武庫川橋線を 3.5.622 号庄下橋線、3.5.649 号武庫川橋線に名称を改め、3.5.622 号庄下橋線ほか 8 路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造			備 考	
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員		地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造
幹 線 街 路	3.5.622	庄下橋 線	尼崎市 御園町	尼崎市 御園町	尼崎市 御園町	約 200m	地表式	2 車線	12m		
	なお、尼崎市御園町地内に尼崎駅前広場を設ける。										面積 約 5,500 m <sup>2</sup>
	3.5.624	大庄友 行線	尼崎市 道意町 5 丁目	尼崎市 武庫之 荘 7 丁 目	尼崎市 稲葉元 町 2 丁 目	約 5,560m	地表式	2 車線	12m	阪神電鉄本線 と立体交差 JR 東海道本線 と立体交差 自動車専用道 路と立体交差 1 箇所 阪急電鉄神戸 線と平面交差 幹線街路と平 面交差 7 箇所	
3.5.625	昭和通 東富松 線	尼崎市 昭和通 8 丁目	尼崎市 富松町 2 丁目	尼崎市 東七松 町 1 丁 目	約 3,820m	地表式	2 車線	12m	JR 東海道本線 と平面交差 自動車専用道 路と立体交差 1 箇所 阪急電鉄神戸 線と平面交差 幹線街路と平 面交差 3 箇所		



種 別	名 称		位 置			区 域	構 造			備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	
幹 線 街 路	3.5.626	金楽寺線	尼崎市東大物町2丁目	尼崎市金楽寺町1丁目	尼崎市北大物町	約 1,970m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差3箇所
	3.5.628	立花駅今北線	尼崎市立花町4丁目	尼崎市水堂町4丁目	尼崎市水堂町2丁目	約 1,080m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差1箇所
	3.5.631	友行野間線	尼崎市武庫之荘7丁目	尼崎市武庫之荘本町3丁目	尼崎市武庫之荘7丁目	約 610m	地表式	2車線	12m	
	3.5.632	東町開明線	尼崎市大物町2丁目	尼崎市開明町2丁目	尼崎市北城内	約 930m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差2箇所
	3.5.643	都心3号線	尼崎市昭和通2丁目	尼崎市昭和通2丁目	尼崎市昭和通2丁目	約 80m	地表式	2車線	14m	
	3.5.649	武庫川橋線	尼崎市北竹谷町2丁目	尼崎市大庄西町2丁目	尼崎市蓬川町	約 2,070m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差3箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 理 由

別添理由書のとおり

## 理 由 書

長期未着手の都市計画道路について、社会経済状況の変化を踏まえつつ、土地所有者等に対する不要な権利制限の解除及び透明性をもった選択と集中による効率的な道路整備を進めていくため、地域の交通特性、既成市街地の特性を踏まえながら、都市計画の変更を行う。

この方針に基づき、以下のように変更するものである。

庄下橋武庫川橋線は、健全な市街地形成に寄与する東西の幹線街路として、昭和21年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、並行する道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、名称を庄下橋線と武庫川橋線に変更する。

また、沿道の土地利用状況をふまえ、一部区間の線形の変更を行う。

大庄友行線は、健全な市街地形成に寄与する南北の幹線街路として、昭和21年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、現道により確保されていることから、一部区間の幅員の変更を行う。

昭和通東富松線は、健全な市街地形成に寄与する南北の幹線街路として、昭和21年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、現道により確保されていることから、一部区間の幅員の変更を行う。

金楽寺線は、交差する県決定の阪神国道線の一部区間の幅員変更に伴い、交差点部の一部区域の変更を行う。

立花駅今北線は、健全な市街地形成に寄与する東西の幹線街路として、昭和21年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、並行する道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

友行野間線は、交差する大庄友行線の一部区間の幅員変更に伴い、起点の変更を行う。



東町開明線は、庄下川付近を東西に接続する路線として、昭和34年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、並行する道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

また、沿道の土地利用状況をふまえ、一部区間の線形の変更を行う。

都心3号線は、交差する県決定の阪神国道線の一部区間の幅員変更に伴い、終点の変更を行う。



## 変 更 前 後 対 照 表

変更前後	種別	名称		位置			区域	構造			主な変更内容
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
変更前	幹線街路	3.5.622	庄下橋 武庫川 橋線	尼崎市 御園町	尼崎市 大庄西 町2丁 目	尼崎市 北竹谷 町2丁 目	約 3,160m	地表式	2車線	12m	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称変更</li> <li>・路線を2路線に分割する</li> <li>・一部線形の変更</li> </ul>
変更後	幹線街路	3.5.622	庄下橋 線	尼崎市 御園町	尼崎市 御園町	尼崎市 御園町	約 200m	地表式	2車線	12m	
	幹線街路	3.5.649	武庫川 橋線	尼崎市 北竹谷 町2丁 目	尼崎市 大庄西 町2丁 目	尼崎市 蓬川町	約 2,070m	地表式	2車線	15m	
変更前	幹線街路	3.5.624	大庄友 行線	尼崎市 道意町 5丁目	尼崎市 武庫之 荘7丁 目	尼崎市 稲葉元 町2丁 目	約 5,560m	地表式	2車線	12m	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部幅員の変更 (12m→11m)</li> </ul>
変更後	幹線街路	3.5.624	大庄友 行線	尼崎市 道意町 5丁目	尼崎市 武庫之 荘7丁 目	尼崎市 稲葉元 町2丁 目	約 5,560m	地表式	2車線	12m	
変更前	幹線街路	3.5.625	昭和通 東富松 線	尼崎市 昭和通 8丁目	尼崎市 富松町 2丁目	尼崎市 東七松 町1丁 目	約 3,820m	地表式	2車線	12m	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部幅員の変更 (12m→11m)</li> </ul>
変更後	幹線街路	3.5.625	昭和通 東富松 線	尼崎市 昭和通 8丁目	尼崎市 富松町 2丁目	尼崎市 東七松 町1丁 目	約 3,820m	地表式	2車線	12m	

変更前後	種別	名称		位置			区域	構造			主な変更内容
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車の線数	幅員	
変更前	幹線街路	3.5.626	金楽寺線	尼崎市東大物町2丁目	尼崎市金楽寺町1丁目	尼崎市北大物町	約1,970m	地表式	2車線	12m	・一部区域の変更
変更後	幹線街路	3.5.626	金楽寺線	尼崎市東大物町2丁目	尼崎市金楽寺町1丁目	尼崎市北大物町	約1,970m	地表式	2車線	12m	
変更前	幹線街路	3.5.628	立花駅今北線	尼崎市立花町4丁目	尼崎市南武庫之荘12丁目	尼崎市水堂町2丁目	約1,670m	地表式	2車線	12m	・終点を東方向に変更し、延長を約590m削減する
変更後	幹線街路	3.5.628	立花駅今北線	尼崎市立花町4丁目	尼崎市水堂町4丁目	尼崎市水堂町2丁目	約1,080m	地表式	2車線	12m	
変更前	幹線街路	3.5.631	友行野間線	尼崎市武庫之荘7丁目	尼崎市武庫之荘本町3丁目	尼崎市武庫之荘7丁目	約610m	地表式	2車線	12m	・起点を西方向に変更する
変更後	幹線街路	3.5.631	友行野間線	尼崎市武庫之荘7丁目	尼崎市武庫之荘本町3丁目	尼崎市武庫之荘7丁目	約610m	地表式	2車線	12m	
変更前	幹線街路	3.5.632	東町開明線	尼崎市東本町1丁目	尼崎市開明町2丁目	尼崎市北城内	約1,270m	地表式	2車線	12m	・起点を北西方向に変更し、延長を約340m削減する ・一部線形の変更
変更後	幹線街路	3.5.632	東町開明線	尼崎市大物町2丁目	尼崎市開明町2丁目	尼崎市北城内	約930m	地表式	2車線	12m	



変更前後	種別	名称		位置			区域	構造			主な変更内容
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構形式	車の線数	幅員	
変更前	幹線街路	3.5.643	都心3号線	尼崎市昭和通2丁目	尼崎市昭和通2丁目	尼崎市昭和通2丁目	約80m	地表式	2車線	14m	・終点を北方向に変更する
変更後	幹線街路	3.5.643	都心3号線	尼崎市昭和通2丁目	尼崎市昭和通2丁目	尼崎市昭和通2丁目	約80m	地表式	2車線	14m	



